

各都道府県・政令指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公印省略)

就労証明書の標準的な様式の改定について(通知)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
多くの市区町村において保育所等の利用申請手続の際に添付書類として求めている就労証明書については、これまでも標準的な様式の活用をお願いしてきました。しかしながら、各市区町村による独自項目の自由追加や記載要領による指示の差異などにより、作成する企業等事業者側において業務効率化や電子的作成が困難である状況が続いておりました。

標準的な様式に係る取組は、作成する企業等事業者側の負担軽減を目指すものであると同時に、将来的に、電子的に作成された就労証明書を市区町村にオンラインで提出できる仕組みの構築を前提とするもので、電子的に提出された情報を電子的に管理することで市区町村の事務負担の軽減も目指すものです。

こうした状況を踏まえ、デジタル化に対応する就労証明書の新たな標準的な様式として「就労証明書(簡易版)」「(別添1)」及び「就労証明書(詳細版)」「(別添2)」の2種類を作成いたしました。

つきましては、下記について十分に御留意の上、市区町村におかれましては、積極的な活用をお願いするとともに、都道府県の御担当部局におかれましては、市区町村(政令指定都市、中核市を除く。)に対する展開及び積極的な活用に向けた周知をお願いいたします。

記

1 新たな標準的な様式について

(1) 就労証明書(簡易版)

平成29年8月に公表した「標準的な様式」「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的な様式について」(平成29年8月8日付け府子本第559号・子保発0808第

1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知)別添1)につき、「就労証明書(簡易版)」に移行することとしました。

「就労証明書(簡易版)」については、一定程度の市区町村で自営業等の場合に求めている民生・児童委員による証明欄以外は、項目の加除修正は行えない設定としており、各市区町村においてそのまま活用いただきたく存じます。「就労証明書(簡易版)」では利用調整等のための情報が不足する場合は、(2)で示す「就労証明書(詳細版)」の活用をお願いいたします。

また、「就労証明書(簡易版)」につきましては、保育の必要性の認定の際に基本的に必要となる項目を盛り込んだものとなっておりますので、利用調整の必要が生じず、調整指数等に必要な詳細情報が不要な場合の現況届(子ども・子育て支援法第22条及び同法第30条の7)の添付書類としては、「就労証明書(簡易版)」の積極的な活用をお願いいたします。

(2) 就労証明書(詳細版)

令和元年8月に公表した「大都市向け標準的様式」(「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の大都市向け標準的様式について」(令和元年8月14日付け府子本第357号・子保発0814第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知)別添1)につき、「就労証明書(詳細版)」に移行することとしました。

「就労証明書(詳細版)」については、(1)で示した「就労証明書(簡易版)」と異なり、各市区町村の利用調整の実態に即し、設定した項目内での標準項目の非表示やオプション項目の追加が可能です。「就労証明書(詳細版)」の具体的な操作方法については、別添3「標準的な様式の改定趣旨」及び別添4「自治体職員向け就労証明書操作マニュアル」を御参照ください。

(3) 記載要領

(1)及び(2)の標準的な様式のそれぞれについて、併せて記載要領を作成しております。記載要領につきましても、企業等事業者が複数の市区町村の就労証明書の作成を体系的に行うことができるよう、内容について市区町村における記載の変更等を行わないようお願いいたします。

なお、記載要領については、分量が多くなっていることから、各市区町村において、印刷時に、記載内容を一切変更せずレイアウトのみ変更する対応を行っていただくことは問題ありません。

(4) 活用開始時期等

市区町村におかれましては、今後は原則として「就労証明書(簡易版)」又は「就労証明書(詳細版)」のいずれかを御活用ください。

保育所等利用申込と併せて行われる保育の必要性の認定申請の際の添付書類としての就労証明書に関しては、できる限り令和4年4月入所分(令和3年10月頃)から、遅くとも令和5年4月入所分(令和4年10月頃)からの活用をお願いいたします。

また、保育の必要性の状況に変わりないかなどを確認する現況届の添付書類としての就労証明書に関しては、できる限り令和3年度分からの活用をお願いいたします。

その他、随時受け付けている保育所等の利用申込と併せて行われる保育の必要性の認定申請の際の添付書類としての就労証明書に関しては、対応可能な時期から随時活用いただくようお願いいたします。

2 押印について

今般の様式改正に当たり、従前の標準的な様式にあった押印欄を削除することいたしました。押印については、昨年度よりお知らせしているとおり、感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉え、「新たな日常」を実現し、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進する一環として、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和2年7月17日閣議決定)において「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きできるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように見直す」方針が明記され、原則として押印を不要とし行政手続のオンライン化に係る取組を進めているところです。

各市区町村におかれては、こうした状況を踏まえ、保育所等入所に係る手続き等についてオンライン化を検討するとともに、押印を求めないこととしていただくよう、お願いいたします。なお、押印がない場合でも、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられる(「就労証明書等における押印の取扱いについて(通知)」令和2年8月31日付け府子本第882号・子保発0831第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知参照)ことから、今般の新たな標準的な様式においては、その旨の注意書きを追加しています。

また、一部市区町村より、電子押印等の導入の希望がございましたが、各市区町村の判断により、電子押印・電子署名等、オンラインで行える証明方法を指定することは可能です。その場合は、電子押印・電子署名等をする企業等事業者及び確認する市区町村の双方が対応し得る方法を取ることとし、企業等事業者又は市区町村のいずれかが対応し得ない場合は、当該電子押印・電子署名等による証明は行わないこととしてください。

3 活用状況調査の実施について

今般の新たな標準的な様式については、令和4年4月入所分(令和3年10月頃)より活用いただくことを想定しています。

つきましては、令和3年8月から9月頃に、令和3年10月1日時点の各市区町村における活用状況を調査し、「就労証明書(詳細版)」を活用する市区町村においては、設定項目等について確認したものを取りまとめたの上、子ども・子育て本部内ホームページ等において公表する予定です。

各市区町村におかれましては、調査実施の際は御協力をお願いいたします。

4 留意事項

デジタル化に係る状況は大きく変動しており、令和7年度を目標時期として各自治体において対応に向けた準備をしていただくことになる業務プロセス・情報システムの標準化に向けても、関係書類の様式の標準化は必須と考えられます。

各市区町村においても、こうした状況を踏まえ、就労証明書の新たな標準的な様式の活用及び従前の様式から新たな様式への移行をお願いいたします。

【問合せ先】

内閣府子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付

企画第一係 安藤、荻本

T E L:03-6257-1465（直通）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（支給要件）

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 （略）

（届出）

第二十二条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

（支給要件）

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。）地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号八の政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（政令で定める場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号にお

いて「市町村民税世帯非課税者」という。)であるもの

(届出)

第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)(抄)

(法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由)

第一条の五 法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- 八 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)
- 九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

(認定の申請等)

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一～三（略）

四 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一（略）

二 前項第四号に掲げる事項を証する書類

3～5（略）

（法第二十二條の届出）

第九条 教育・保育給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが保育認定子ども（法第三十条第一項に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。）である場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該教育・保育給付認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

2 法第二十二條に規定する内閣府令で定める事項は、第一条の五各号に掲げる事由の状況とする。

3 法第二十二條に規定する内閣府令で定める書類は、第二条第二項の書類とする。

4（略）

（認定の申請等）

第二十八條の三 法第三十条の五第一項の規定により同項に規定する認定（以下「施設等利用給付認定」という。）を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一～三（略）

四 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

五（略）

2 前項の申請書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3・4（略）

（法第三十条の七の届出）

第二十八條の六 施設等利用給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該施設等利用給付認定子どもが法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他施設等利用給付認定保護者に対する施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当

該書類を省略させることができる。

- 2 法第三十条の七に規定する内閣府令で定める事項は、第一条の五各号に掲げる事由の状況又は当該施設等利用給付認定保護者（法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る者に限る。）の属する世帯の所得の状況とする。
- 3 法第三十条の七に規定する内閣府令で定める書類は、第二十八条の三第二項の書類とする。